

青森県林業・木材産業改善資金貸付実施要領

(昭和 51 年 12 月 6 日制 定)

(令和 6 年 4 月 1 日最終改正)

(趣旨)

第 1 この要領は、青森県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和 51 年 11 月青森県規則第 77 号。以下「規則」という。）に基づき、林業・木材産業改善資金（以下「貸付金」という。）及び林業従事者等に対する貸付金の貸付の業務を行う融資機関（以下「融資機関」という。）に対して当該業務に必要な資金（以下「県貸付金」という。）を貸付けることについて、必要な事項を定めるものとする。

(規則第 2 条関係 貸付金の内容、限度額等)

第 2 規則第 2 条で規定する貸付金の具体的内容に関し、必要な留意事項は別表 1 のとおりであり、それ以外の貸付対象となる事業・費用等の内容は、次のとおりとする。

1 立木の伐採又は搬出

立木の伐採又は搬出を行う場合、作業労賃の貸付金の限度額は、1 人につき 1 日当たり 1 万円とする。

2 間伐の実施

(1) 貸付金の限度額は、間伐の実施（当該間伐を実施するための作業路の開設又は改良を含む。）に係る森林 1 ha につき 50 万円とする。

(2) 間伐対象林分は、将来にわたって森林として活用され、適正な森林施業が実施されていく森林に係る間伐を貸付対象とするものであり、市街化区域内の森林等で将来とも森林として残されていく見込みのない森林については、対象としないものとする。

(3) 間伐の実施は、原則として貸付年度にかかる年度中に間伐を実際に実施することが必要とされるが、労働力事情等により、初年度に作業路の改良・開設を実施し、2 年度目に間伐を実施することがやむを得ない場合には、1 ha 当たり 50 万円の事業費の範囲内で 2 年度目の間伐の実施を貸付条件として、それぞれの年度において貸付けすることができるものとする。

(4) 作業路開設・改良費用のみを貸付内容とする貸付けの場合は、貸付けにかかる年度又は 2 年度目に間伐を実施することを条件として貸付けすることができるものとし、貸付額は間伐を実施する面積に ha 当たり 50 万円を乗じて得た額以内の額とするものとする。

(5) 貸付対象面積の計算は、10 a 単位とし、10 a 未満は切り捨てるものとする。

3 複層林への転換

(1) 貸付金の限度額は、複層林への転換（当該複層林への転換を実施するための作業路の開設又は改良を含む。）に係る森林 1 ha につき 90 万円とする。

(2) 下層木の植栽本数については、当該地域における樹種別、仕立ての方法別の標準

的な植栽本数に、単層林を複層林に転換するための伐採（以下「複層伐」という。）により伐採された立木の材積率（複層伐により伐採した立木の材積を伐採の直前の当該森林の立木の材積で除して得た率）を乗じて得た本数以上の植栽を行うものとする。

- (3) 複層伐は、原則として貸付けにかかる年度中に実際に実施すること。ただし、地域の労働事情等により、初年度に作業路を開設又は改良し、2年度目に複層伐を実施することがやむを得ない場合にも、2年度目の複層伐の実施を貸付条件として貸付けることができるものとする。この場合の貸付限度額は、初年度及び2年度目の貸付金の合計額が初年度及び2年度目において複層伐を実際に行う対象複層伐実施林分の面積1haにつき90万円の範囲内で、かつ、その年度に実際に必要とされる費用を限度とするものとする。
- (4) 貸付対象面積の計算は第2項第5号の規定を準用するものとする。

4 森林の施業又は立木の管理の委託

- (1) 立木の管理を委託する場合の貸付金の限度額は、当該委託に係る森林1haにつき1年当たり1万円とする。
- (2) 貸付対象は委託料のみとし、契約締結時に必要な旅費、連絡費用等は貸付対象としない。
- (3) 貸付対象面積の計算は第2項第5号の規定を準用するものとする。

5 立木の取得

- (1) 借受主体は、取得する立木と一体として伐採する立木につき所有権又は使用収益権を有する者であるものとする。
なお、伐採の施業を請け負った者は、使用収益権を有する者ではないので、借受主体たる資格を有しない。
- (2) 取得する立木は、当該立木が申請者が権原に基づき管理している立木と、地形その他の自然的条件及び林道その他の林業生産の基盤の整備の状況からみて一体的な伐採が可能なものとする。
- (3) 貸付けの申請をする場合は、第9及び第16に規定する貸付資格認定申請書（規則第1号様式）に、立木の取得仮契約書の写し及び木材供給仮契約書の写しなど立木の取得及び木材の供給に関する取決めの締結が確実であることを示す書類を添付するものとし、立木の取得契約及び木材供給契約締結後、速やかにこれらの写しを第9及び第16の規定を準用し、提出するものとする。
- (4) 規則第2条第1項第3号で規定する立木の取得に必要な資金は、立木の取得価格をいい、消費税を含むものとする。

6 安全衛生施設の導入

- (1) 防振装置付きのチェーンソーの購入は、現に使用中の林業用チェーンソーの買換えであることを要し、一般的には購入後3年以内の機械の買換えとするが、3年以上であっても実際に使用していることが確認できるものについてはこの限りでない。
- (2) 暖房装置付き人員輸送用自動車を購入する場合の貸付金の限度額は、1台につき

300万円とする。

7 新たな経営の開始

- (1) 新たに林業・木材産業の経営を開始する場合は、原則として経営開始年度に貸付けを行うものであるが、開始事業が2年度にわたる場合であっても、特例として次年度においても貸付けを行うことができるものとする。この場合において、次年度の貸付けは、規定貸付限度額から初年度の貸付金額を差し引いて得られる額以内の額とする。
- (2) 当該目的のために貸付けを受けた場合は、経営の収支を明らかにする帳簿の備付け及び帳簿の継続記帳をするものとする。また、借受者が団体である場合は、現金及び預貯金の収支状況の継続記帳並びに売掛帳及びに買掛帳についても整備保管しておくものとする。

(規則第2条関係 償還期間及び据置期間)

第3 貸付金の償還期間は、10年以内（規則第2条第3項第1号から第9号までに掲げる資金として貸し付ける場合は12年以内、同項第10号に掲げる資金として貸し付ける場合は15年以内）とするが、別表2に規定する機械・施設を導入する場合は、それぞれ7年又は5年以内とする。

2 貸付金の据置期間は、3年以内（規則第2条第3項第1号、第4号、第6号及び第9号に掲げる資金として貸し付ける場合は5年以内）とするが、別表2に規定する機械・施設を導入する場合は、それぞれ3年又は1年以内とする。

(規則第3条関係 借受資格)

第4 規則第3条第1項第2号で規定する木材産業に属する事業を営む者は、一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、集成材製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業、銘板・銘木製造業、木材卸売業、木材市場業とする。

(規則第4条関係 貸付資格の認定)

第5 貸付資格の認定を受けようとする者は改善計画書（第1号様式）を作成し、貸付資格認定申請書に添えて、知事に提出するものとする。

2 知事は、改善計画書の内容が次の各号に掲げる措置のいずれかに該当し、かつ、申請者が申請に係る貸付金をもって林業・木材産業改善措置を実施することにより、その経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認められる場合は、貸付金の貸付資格を認定するものとする。

- (1) 新たな林業部門の経営の開始（従来行っていなかった林業部門の事業へ進出することをいい、林業を行っていなかった者が新たに林業の経営を開始することを含む。）
- (2) 新たな木材産業部門の経営の開始（従来行っていなかった木材産業部門の事業へ進出することをいい、木材産業を行っていなかった者が新たに木材産業の経営を開

始することを含む。)

- (3) 林産物の新たな生産方式の導入（先駆的な技術で生産性の向上、品質の向上等に資するものを導入することをいう。）
 - (4) 林産物の新たな販売方式の導入（従来の技術・経営ノウハウでは対応できない新しい販売の方式を導入することをいう。）
 - (5) 林業労働に係る安全衛生施設の導入（林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図る必要があると認められる機械・施設を導入することをいう。）
 - (6) 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入（林業労働に従事する者を確保するために普及を図る必要があると認められる保健施設等を導入することをいう。）
- 3 前項の認定に当たっては、林業・木材産業改善措置に係る事業が、事業の効果の発現時期の早期化及び資金の効果的利用の観点から、原則として、貸付金の貸付後3ヶ月以内（3ヶ月以内に完了することが見込まれない事業については、改善計画書に記載する事業完了までの期間内）に完了見込みであることを勘案するものとする。

（規則第5条関係 連帯債務者及び連帯保証人）

第6 県から直接貸付けを受ける場合の林業・木材産業改善資金に係る連帯債務者及び連帯保証人は、次に掲げるとおりとする。

- 1 本資金の貸付けを受けようとする者が、次のような場合には、連帯債務とする。
 - (1) 申請者が5名以下の任意団体である場合には、原則として構成員全員を連帯債務者とする。
 - (2) 申請者が5名を超える任意団体である場合には、原則として役員全員を連帯債務者とする。
- 2 本資金の貸付けを受けようとする者が立てる保証人は、次のとおりとする。
 - (1) 保証人は、林業・木材産業改善資金借用証書に基づく一切の責務について申請者と連帯して債務を負担するものとする。
 - (2) 保証人は、原則として申請者と生計を一にする親族以外のものとする。
 - (3) 保証人の数は、原則として次のとおりとする。
 - ア 申請者が、青森県森林組合連合会（以下「県森連」という。）、森林組合及び中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合（以下「事業協同組合」という。）である場合には、理事全員とする。
 - イ 申請者が、ア以外の法人である場合には、役員全員とする。ただし、役員が家族で占められている等の家族経営となっている場合にあっては、役員のほか家族以外の者2名以上を連帯保証人とする。
 - ウ 申請者が個人であって、貸付けの合計額が600万円を超える場合には、3名以上とする。
 - エ 申請者が個人であって、貸付けの合計額が50万円以下である場合には、1名以上とする。
 - オ 申請者が、ア、イ、ウ及びエ以外である場合には、2名以上とする。
 - (4) 保証人は、原則として申請者と同一の市町村に住所を有する者とする。

(5) 造林の事業を行う市町村・財産区又は地方公共団体の一部事務組合（以下「公有林経営市町村等」という。）は保証人を立てることを要しないものとする。

（規則第5条関係 連帯保証人への情報提供等）

第7 申請者は連帯保証人に対し次の情報を提供するものとし、申請時に情報提供したことが確認できる書類を知事に提出するものとする。

(1) 財産及び収支の状況

(2) 主債務以外の債務の有無、その債務の額、その債務の履行状況

(3) 担保として提供するもの

2 貸付決定通知後、連帯保証人は公証人による保証意思の確認の手続きを行い、申請者は保証意思宣明公正証書を速やかに知事に提出するものとする。なお、保証意思宣明公正証書は資金交付予定日の前1ヶ月以内に作成するものとする。ただし、連帯保証人が次の場合は、公証人による保証意思確認は要しないものとする。

(1) 主債務者が法人である場合の理事、取締役、執行役等

(2) 主債務者が法人である場合の総株主の議決権の過半数を有する者等

(3) 主債務者が個人である場合の共同事業者又は主債務者が行う事業に現に従事している主債務者の配偶者

3 申請者は連帯保証人と書面により保証契約を行うものとし、その書面の写しを知事に提出するものとする。

（規則第5条関係 担保）

第8 規則第5条の規定により提供を求める担保は、原則として当該貸付金により購入した物件に係る譲渡担保又は申請者の所有する不動産に係る抵当権とする。

（規則第5条関係 県への貸付申請）

第9 貸付金の貸付けを受けようとする者で、県から直接貸付けを受けることを希望する者は、貸付資格認定申請書、改善計画書、貸付申請書（規則第3号様式）及び関係書類を、その者の住所地を区域に含む森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第2項第1号の事業を行う森林組合で、常勤役職員が2名、出資の総額が100万円以上の森林組合。）に、その者の住所地を区域に含む当該森林組合が設立されていない場合は、隣接又は近接する当該森林組合に正副3通を提出するものとする。

2 前項の申請書等関係書類の提出を受けた森林組合は、当該申請書等関係書類の整備を図ると共に、貸付金の貸付けを受けようとする者の経営の状況、事業の必要性及び森林組合の意見等を記載した林業・木材産業改善資金貸付申請者調書（第2号様式）を正副2通作成し、これを添えて申請書等関係書類正副2通を当該森林組合の事務所地を所管区域とする地域県民局長に提出するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、貸付金の貸付けを受けようとする者が公有林経営市町村等及び森林組合である場合は、その者の住所地を所管区域とする地域県民局長に第1項の申請書等関係書類を正副2通提出するものとする。

- 4 前項に規定する者のほか、2市町村以上の地域を地区とする林業従事者等の組織する団体にあつては、当該資金により取得した施設・機械等を設置しようとする場所又は事業を実施しようとする場所を所管区域とする地域県民局長に、それらの場所が特定しない場合にあつては、その者の主たる事務所を所管区域とする地域県民局長に、第1項の申請書等関係書類を正副2通提出するものとする。
- 5 地域県民局長は、申請書及び関係書類等を受理したときはその申請内容を調査し、林業・木材産業改善資金運営協議会において当該申請にかかる資金貸付けの適否等について協議し、その意見及び参考資料を添えて申請書及び関係書類等の正本1通を知事に提出するものとする。なお、林業・木材産業改善資金運営協議会における資金貸付けの適否の判断に際しては、第2項の林業・木材産業改善資金貸付申請者調書を参しゃくするものとする。
- 6 林業・木材産業改善資金運営協議会の設置・運営等については、青森県林業・木材産業改善資金運営協議会運営要領に定めるところによるものとする。
- 7 第1項の貸付資格認定申請書、改善計画書、貸付申請書に添付すべき関係書類は、次のとおりとする。なお、原則として添付すべき関係書類は、原本の写しである旨の証明が付されたものであることとする。
 - (1) 団体にあつては、定款・寄附行為・規約・会則・登記簿謄本
 - (2) 総会又は理事会等の議事録
 - (3) 過去3か年の決算書等収支実績が明らかになる資料
 - (4) 見積書又はこれに準ずるもの
 - (5) 貸付対象が機械・器具の場合はカタログ
 - (6) 個人にあつては申請者の経営概要一覧表(第2号様式の2)
 - (7) 申請者ならびに連帯保証人の資産証明書及び所得証明書。ただし、公有林経営市町村等にあつては、これを要しないものとする。
 - (8) 申請者が連帯保証人に対し財産状況等を提供したことが確認できる書類
 - (9) その他必要と認める資料
- 8 申請書作成上の注意
 - (1) 申請書等関係書類の記入は楷書で明瞭に、誤記のないよう注意し、やむを得ず訂正又は字句を挿入するときは、当該欄外にそのことを明らかにし申請者印を押印するものとし、数字の訂正にあつては全部を抹消訂正するものとする。
 - (2) 連帯保証人の住所は届出(住民登録)がされている正規のものを記入するものとする。

(規則第5条関係 県による貸付けの決定)

第10 知事は、貸付資格認定申請書及び貸付申請書を受理したときは、貸付資格認定申請書・貸付申請書・改善計画書・貸付申請者調書及び関係書類の内容を審査するとともに運営協議会の意見及び地域県民局長から提出された参考資料等を参しゃくし、法令等の趣旨に即して貸付資格の認定を行うこと及び貸付けすることが適当であると認めるときは、貸付資格の認定及び貸付けの決定を行い、申請者に貸付資格認定書(規則第2号様

式)とともに貸付決定通知書(規則第4号様式)を交付し、地域県民局長、県森連及び森林組合(以下「関係者」という。)に通知するものとする。

- 2 知事は、貸付資格の認定をしない旨の決定をしたとき及び貸付けをしない旨の決定をしたときは、貸付資格の認定をしない旨及び貸付けをしない旨の決定通知書を申請者に送付するとともに、関係者にその旨を通知するものとする。
- 3 県森連は、第1項の通知書を受領したときは、遅滞なく申請者及び連帯保証人などを貸付台帳に記入整理するものとする。

(規則第5条関係 貸付金に係る預金口座の設定等)

第11 森林組合は、借受者に対し指定金融機関に林業・木材産業改善資金の貸付金の受け払いの預金口座を設けるよう指導するものとする。

- 2 借受者は、第10第1項の規定による貸付決定通知書を受けたときは、速やかに林業・木材産業改善資金預金口座設定届(第3号様式)を申請書を提出した森林組合を通じ県森連に提出するものとする。ただし、申請書が森林組合を経由しない者にあつては、直接、県森連に提出するものとする。

(規則第5条関係 借用証書等の提出)

第12 森林組合は、第10第1項の規定により貸付けの決定の通知を受けたときは、速やかに申請者に林業・木材産業改善資金借用証書(以下「借用証書」という。規則第5号様式)に印鑑証明、貸付償還金を指定金融機関等の口座振替の方法により納入する旨の申請書(青森県財務規則第21号様式納入通知書送付申出書)、口座振替請求書(第3号様式の2)、第三者保証に係る保証意思宣明公正証書、保証契約に係る書面及び担保提供を求められているときは担保物件の抵当権設定登記承諾書等の提出の準備をさせるものとする。ただし、申請書が森林組合を経由しない者にあつては、直接県森連が提出の準備をさせるものとする。

なお、第三者保証に係る保証意思宣明公正証書は貸付予定日前1か月以内に発行されたものとする。

- 2 申請者は、第1項の借用証書及び関係書類を、申請書を提出した森林組合に速やかに提出するものとする。ただし、申請書が森林組合を経由しない者にあつては、直接県森連に提出するものとする。
- 3 借用証書及び関係書類等の送付を受けた森林組合は、借用証書等の記載内容を確認の上、県森連に速やかに送付するものとする。
- 4 借用証書及び関係書類等の送付を受けた県森連は借用証書等の記載内容を確認し、貸付台帳と突合のうえ知事に送付するものとする。

(規則第5条関係 貸付金の請求及び交付)

第13 県森連は、第12第3項により借用証書及び関係書類の送付を受けたときは、速やかに知事に貸付金を請求するものとし、知事は当該請求書に基づき当該貸付金を交付するものとする。

2 県森連は、青森県林業・木材産業改善資金事務委託契約に基づき、申請者の預貯金口座に振替送金の方法によって交付するものとする。

(規則第5条関係 受領書等の提出)

第14 申請者は、貸付金の交付を受けたときは、速やかに林業・木材産業改善資金受領書(以下「受領書」という。第4号様式)及び申請者が連帯保証人と締結した保証契約の書面の写しを、申請書を提出した森林組合を通じ県森連に提出するものとする。ただし、申請書が森林組合を経由しない者にあつては、直接県森連に提出するものとする。

(規則第5条関係 貸付金の精算)

第15 県森連は、第13の規定により貸付金の交付を受けた日から20日以内に当該交付を受けた貸付金の精算を行い、精算書(第5号様式)に金融機関からの振込受取書及び申請者から送付された受領書等を添えて知事に提出するものとする。

(規則第6条関係 融資機関による貸付け)

第16 貸付金の貸付けを受けようとする者で、融資機関から貸付けを受けることを希望する者は、融資機関に借入申込書(規則第6号様式)を提出するとともに、貸付資格認定申請書、改善計画書、借入申込書の写し及び関係書類を、その者の住所地を所管区域とする地域県民局長に正副2通を提出するものとする。

2 地域県民局長は、前項の規定により貸付資格認定申請書を受理したときはその内容を調査し、林業・木材産業改善資金運営協議会において当該申請にかかる貸付資格の適否等について協議し、その意見及び参考資料を添えて貸付資格認定申請書、改善計画書、借入申込書の写し及び関係書類の正本1通を知事に提出するものとする。

3 林業・木材産業改善資金運営協議会の設置・運営等については、青森県林業・木材産業改善資金運営協議会運営要領に定めるところによるものとする。

4 第1項の貸付資格認定申請書、改善計画書、借入申込書の写しに添付すべき関係書類及び申請書等関係書類作成上の注意については、第9第7項及び第8項の規定を準用するものとする。

5 知事は、第2項の規定により貸付資格認定申請書を受理したときは、関係書類の内容を審査するとともに運営協議会の意見及び地域県民局長から提出された参考資料等並びに融資機関の意見を参しゃくし、法令等の趣旨に即して貸付資格の認定が可能であると認めるときは貸付資格を認定することとし、貸付資格認定書(規則第2号様式)を申請者が貸付金の貸付けを受けようとする融資機関を経由して申請者に交付するものとし、貸付資格の認定をしないときはその旨を申請者に融資機関を経由して通知するものとする。

(借受の辞退)

第17 貸付金の借受者は、貸付決定後貸付金受領前までに、自己の都合により借受けをしないこととなったときは林業・木材産業改善資金借受辞退届(第6号様式)に貸付決定

通知書を添え、貸付機関に提出するものとする。

- 2 知事は、借受辞退届の提出を受けたときは、その旨を関係者に通知するものとする。
- 3 融資機関は、借受辞退届の提出を受けたときは、その旨を知事に通知するものとする。

(改善措置計画の変更申請)

第18 貸付金の借受者は、貸付対象となる改善措置計画の内容を変更するときは、改善措置計画変更承認申請書(第7号様式)に改善計画書(第1号様式に変更内容を記入したもの)を添付し第9及び第16の規定に準じて知事に提出するものとする。

2 前項の規定により知事の承認が必要な場合は、次のとおりとする。

- (1) 事業費が借入金額を下回るとき
- (2) 改善計画にかかる事業量・事業費が、2割を超えた減少となるとき
- (3) 貸付の対象となる機械等が変更となるとき
- (4) 申請者が貸付金の償還を完了するまでの間、貸付金で購入した器具・機械・施設等を改造しようとするとき

3 地域県民局長は、改善措置計画変更承認申請書を受理したときは、すみやかにその内容を調査し、又は必要に応じて現地調査を行い、調査結果の意見及び参考資料を当該申請書に添えて知事に提出するものとする。

4 知事は、改善措置計画変更承認申請書及び関係書類を受理したときは、すみやかにその内容を審査し、承認をすることが適当であると認めたときは、当該申請者に改善措置変更承認通知書(第8号様式)を交付するとともに、関係者(融資機関から貸付けを受けている場合は当該融資機関を含む。)に通知するものとする。

(借受者等の異動)

第19 貸付金の借受者等は、借受者、連帯債務者若しくは連帯保証人について、住所・氏名に異動が生じたとき、死亡したとき、又は合併若しくは解散したときは、県による貸付けにあっては、貸付申請事項変更届(第9号様式)に関係書類を添付し第9の規定に準じて提出するものとし、融資機関による貸付けにあっては、融資機関にその旨を届出するものとする。

2 前項の規定により必要な関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 借受者、連帯債務者若しくは連帯保証人の住所・氏名に異動が生じたときは、戸籍謄本、住民票等事実が確認出来る書類
- (2) 借受者、連帯債務者若しくは連帯保証人について死亡したときは、除籍謄本等事実が確認出来る書類
- (3) 法人の合併等については、登記簿謄本等事実が確認できる書類
- (4) その他必要と認める書類

3 融資機関は、第1項の規定により借受者から届出があったときは、遅滞なく知事に報告するものとする。

4 知事は、前項の規定により融資機関から報告があったときは、その旨を地域県民局長に通知するものとする。

(規則第 8 条関係 事業の完了及び事業完了報告)

- 第 20 貸付金の借受者は、規則第 8 条に規定する期間内に事業を完了するものとし、完了したときは事業完了後 30 日以内に事業完了報告書(規則第 13 号様式)を貸付機関に提出するとともに事業実施報告書(第 10 号様式)を地域県民局長を経由して知事に提出するものとする。
- 2 複層林への転換を図るために必要な資金を借り受けた者にあつては、下層木の植栽完了後 30 日以内に下層木植栽完了報告書(第 11 号様式)を地域県民局長を経由して知事に提出するものとする。下層木植栽完了報告書を受理した地域県民局長は、速やかに現地確認を行い、下層木植栽完了報告書の該当欄に確認結果を記入し、知事に提出するものとする。
- 3 立木の取得に必要な資金を借り受けた者にあつては、木材の供給に関する取決めの期間、毎年度、当該年度内の木材供給の実績を木材供給実績報告書(第 12 号様式)を翌年度の 4 月 20 日までに地域県民局長に提出するものとする。
- なお、木材の供給に関する取決めの内容と木材供給実績報告書との間に著しい差異が生じた場合には、その理由を記載した理由書を木材供給実績報告書に添付するものとする。
- 4 研修を受けるのに必要な資金を借り受けた者にあつては、研修終了後 30 日以内に研修終了報告書(第 13 号様式)を地域県民局長を経由して知事に提出するものとする。
- 5 事業実施報告書等を受理した地域県民局長は、速やかに現地調査をするとともに事業費等の確認を行い、林業・木材産業改善資金事業確認・指導調書(第 14 号様式)の該当欄に所要事項を記入し、参考資料を添えて知事に提出するものとする。
- 6 法人格のない団体が借受者である場合の事業実施報告書等には、個人別内訳を明記のうえ各人の確認印を押印するものとする。

(規則第 8 条関係 事業実施期間の延期)

- 第 21 貸付金の借受者が規則第 8 条第 1 項ただし書きによる事業期間の延長の承認を受けようとするときは、事業期間延期承認申請書(第 15 号様式)を事業期間終了日の 30 日前までに地域県民局長を経由して知事に提出するものとする。
- 2 地域県民局長は、事業期間延期承認申請書を受理したときは、その内容を調査し、意見を付して知事に提出するものとする。
- 3 知事は、事業期間延期承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、申請書に事業期間延期承認通知書(第 16 号様式)を交付するとともに、関係者(融資機関から貸付けを受けている場合は当該融資機関を含む。)に事業期間延期の承認を通知するものとする。

(規則第 9 条関係 監督)

- 第 22 地域県民局長は、貸付金の借受者の資金の使途・事業実施状況並びに施設・機械及び器具の管理、利用状況等について、随時調査し、又は報告を求め、これらの実態を把握しておくものとする。

- 2 地域県民局長は、前項の調査の結果、その実態が著しく不相当と認めるときは借受者に勧告を行うと共に、その旨を知事に報告するものとする。なお、融資機関から貸付けを受けている場合は、知事は当該報告の内容を融資機関に通知するものとする。

(規則第 10 条関係 償還方法、償還額、償還期日)

第 23 貸付金の借受者は、償還金を借用証書に定められた期日までに、収納事務委託機関へ振替送金の方法によって納入するものとする。

- 2 償還額は、借入額を償還回数で除して得た千円単位の額とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを第 1 回の償還額に加えるものとする。
- 3 償還期日は、貸付時期により 7 月 10 日又は 11 月 20 日とする。
- 4 償還期日が日曜、祝日、その他の休日（金融機関の休業日を含む。）に当たるときは、その翌日を償還期日として取扱うものとする。

(規則第 12 条、第 13 条関係 繰上償還)

第 24 貸付金の借受者が償還金の全部又は一部について、その約定償還期限にかかわらず繰上償還をしようとするとき、又はその約定償還額を約定期限を繰上げて償還しようとするときは、繰上償還申出書（規則第 19 号様式）を第 9 及び第 16 の規定に準じて貸付機関に提出するものとする。

- 2 知事は、繰上償還申出書を受理したときは、別に償還日を定め、借受者に対し納入通知書を発行するものとするとともに関係者に通知するものとする。
- 3 融資機関は、繰上償還申出書の提出を受けたときは、速やかに、県貸付金繰上償還申出書（規則第 17 号様式）に繰上償還申出書の写しを添え、知事に提出するものとする。
- 4 知事は、県貸付金繰上償還申出書を受理したときは、別に償還日を定め、融資機関に対し納入通知書を発行するものとする。

(規則第 14 条関係 期限前償還)

第 25 規則第 14 条第 1 項の規定による期限前償還の請求には、次に掲げる事由を含むものとする。

- (1) 権原に基づき管理している立木と一体となった木材の安定供給に係る立木取得にあっては、第 2 第 5 項第 3 号に規定する契約及び取決めの写しを提出せず、又は木材供給実績報告書に関して虚偽の報告をしたとき、若しくは第 17 第 3 項に規定する理由書の理由が著しく相当でない認められるとき、及び木材供給の実行が林業改良指導員等の指導に著しく反すると認められるとき。
- (2) 研修を受けることを目的として必要な資金を借り受けた者にあつては、当該研修期間が 1 ヶ月未満となったとき、又は 1 ヶ月を越えて短縮されたとき。
- (3) 間伐を実施することを目的として必要な資金を借り受けた者にあつては、作業路の開設・改良費用のみの貸付けの場合において、2 年度目に実施すべき間伐が実施されないこととなったとき。
- (4) 事業実施報告書が、その提出期限を過ぎても提出されないとき。

(5) 借用証書特約条項の規定に違反したとき。

2 県からの借受者に対し期限前償還の請求を行う場合には、期限前償還の請求を行った旨を関係者及び連帯保証人に対し通知するものとする。

(規則第 16 条関係 支払の猶予)

第 26 規則第 16 条第 1 項第 1 号に規定する災害は、暴風雨、地震、暴風浪、高潮、降雪、低温、降霜、火災及び盗難等の場合とする。

2 貸付金の借受者等は、規則第 16 条の規定により償還金の支払の猶予の申請をしようとするときは、支払猶予申請書(規則第 21 号様式)に次に掲げる証明書を添え、第 9 及び第 16 の規定に準じて貸付機関に提出するものとする。

(1) 支払猶予の事由が天災・地変等に起因する場合は、市町村長の証明書

(2) 支払猶予の事由が死亡・疾病又は負傷に起因する場合は、医師の証明書

(3) 支払猶予の事由が火災・盗難等に起因する場合は、消防署長又は警察署長等の証明書

3 申請者は、支払猶予決定通知書(規則第 22 号様式)の交付を受けたときは、貸付期限延期証並びに弁済契約書(第 17 号様式)を貸付手続きに準じて知事に提出するものとする。

(規則第 17 条関係 事務の委託)

第 27 県が直接貸付けを行う場合において県森連に委託する事務は、次に掲げる事務とする。

(1) 申請書等の作成指導にかかる事務

(2) 貸付台帳の管理事務

(3) 借用証書及び関係書類の作成指導並びにこれらの書類の経由にかかる事務

(4) 貸付金の交付にかかる委託支払事務

(5) 償還金の償還にかかる委託収納事務(繰上償還、期限前償還を含む。)

(6) 保証人・担保の追加・交替に関する連絡・指導に関する事務

(7) 償還金が償還期限までに納入されないときの支払の督促及び連絡等に関する事務

(貸付金の需要調査)

第 28 地域県民局長は、市町村・森林組合その他関係機関の協力を得て翌年度の資金需要調査を行い、9 月末日までに農林水産部長に報告するものとする。

2 農林水産部長は、当該需要額調査を参考として事業計画を樹立するものとする。

(事後指導)

第 29 林業・木材産業改善資金の貸付事業は、一面、林業普及指導組織の普及指導活動の経済的裏付けとなることを期しているものであるから、県は、市町村並びに林業・木材産業関係団体の協力を得て貸付金に係る事業計画の所期の目的が達成されるよう貸付後の事業実行及びその後の事業活動について積極的な指導援助を行うものとする。なお、

この一環として、地域県民局長は、第 20 第 5 項の現地調査後遅滞なく現地指導を行い、林業・木材産業改善資金事業事後確認及び指導調書（第 18 号様式）の該当欄に所要事項を記入し、知事に提出するものとする。

（補助残融資）

第 30 林業・木材産業改善資金は、補助行政によらないで、林業従事者等の自主性を助長することを基本としているので、国の補助事業の補助残融資（補助対象事業経費のうち、当該補助金の残額に対する本資金の貸付け）としての貸付けは行わないものとする。

（連帯保証人に対する情報提供）

第 31 貸付機関は、貸付金の借受者から委託を受けた連帯保証人から請求があったときは、林業・木材産業改善資金の元本及び違約金等に関する次の情報を提出するものとする。

- （1）債務の不履行（弁済を行っているかどうか）
- （2）残額
- （3）残額のうち弁済期が到来しているものの額

（経過措置）

第 32 東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害も含む。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる被害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者が、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令に基づき、東日本大震災の後令和 7 年 3 月 31 日までに貸付けを受ける林業・木材産業改善資金については、第 3 の償還期間及び据置期間をいずれもそれぞれ 3 年延長して適用するものとする。ただし、規則第 2 条第 3 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号まで（第 3 号及び第 5 号については償還期間に限る。）に掲げる資金として貸し付ける場合は除くものとする。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別 表 1

林業・木材産業の経営改善に向けた取組み	留 意 事 項
間伐の実施	<p>1 間伐を実施する場合は、その行う間伐が団地的に実施されるものであることとし、具体的には次の（１）又は（２）に該当するものとする。</p> <p>（１） 中山間地域山村総合整備対策事業実施要綱（平成２年８月１７日付け２林野計第４３５号農林水産事務次官依命通知）の第２の規定により承認を受けた特定市町村において相当規模以上集団的に存在する森林について一体的かつ計画的に間伐を推進する必要があると知事が認めた森林について間伐を実施するものであること。</p> <p>（２） （１）以外の区域にあつては、小流域団地（おおむね１林班程度）の中でおおむね５ヘクタール（森林施業計画の認定をうけている場合にあつては、おおむね３ヘクタール）以上の面積の要間伐林分が存在し、当該要間伐林分の間伐をまとめて実施するものであること。</p> <p>2 原則として、1の間伐対象林分につき、森林施業計画が認定を受けているか又は当該年度内において認定を受けることが見込まれること。なお、保安林等の制限林については、この要件を要しないこととする。</p> <p>3 貸付けの対象となる間伐は、スギ及びマツ類にあつては、21年生から45年生まで、カラマツにあつては、16年生から40年生ままでの林分の間伐に限るものとする。</p> <p>4 当該間伐対象林分につき、初めて貸付金の貸付けが行われるものであること。</p> <p>5 償還期間中においては主伐を行わないこと。また、間伐の効果を発揮させるため、間伐実施後10年以内の主伐の計画がないものを貸付対象とする。</p>
複層林への転換	<p>1 その平均的な林齢がおおむね標準伐期齢を超える単層林を複層林に転換するものであること。</p> <p>2 複層林に転換しようとする森林の面積がおおむね1ha以上であること。</p> <p>3 樹種、林相及び林齢を同じくする森林ごとに、伐採から10年後における当該単層林の残存木の収量比数（森林の立木の単位面積当たりの材積と当該立木と樹種及び樹高を同じくする立木が達し得る単位面積当たりの最大の材積との比をいう。）が100分の75以下となるように、適切に伐採するものであること。</p>

	<p>4 樹種、林相及び林齢を同じくする森林ごとに、伐採後における当該森林の材積が、当該森林が標準伐期齢に達しているものとして算出される材積の2分の1に相当する材積を下回ることはないように、当該森林を伐採するものであること。</p> <p>5 伐採を実施した年度の翌年度から起算して2年以内に下層木の植栽を行うものであること。</p> <p>6 植栽した下層木について適切に保育を行うものであること。</p>
<p>森林の施業又は立木の管理の委託</p>	<p>1 施業の委託に係る契約にあっては、当該契約において、施業が適切に実施されていない森林を対象として必要な施業を実施することが定められていること。</p> <p>2 立木の管理の委託に係る契約にあっては、</p> <p>(1) 当該契約において、継続的な巡視等による森林の状況の把握、これに基づく専門的見地からの委託者への施業の実施に関する助言等の行為が行われることが定められていること。</p> <p>(2) (1)の委託に係る契約期間終了までには貸付の対象となる委託契約の相手方（以下「受託者」という。）たる林業事業者に対して森林施業を委託することを予定し、(1)の委託に係る行為は、このような森林施業の集積による林業生産の高度化等に資するように実施する旨定められていること。</p> <p>3 委託に係る契約の期間が5年以上であること。</p> <p>4 貸付けの対象となる委託契約の受託者については、森林組合、森林組合連合会、森林整備法人等であって、次の要件のすべてに該当するものとする。</p> <p>(1) 当該地域における林業に精通しており、継続して委託された施業又は立木の管理を適切に行うのに必要な知識及び技術を有すること。</p> <p>(2) 継続的に相当規模の森林施業を委託するのに必要な労働力の調達が可能であり、かつ、林業機械の導入等により受託コスト低減に努めていること。</p> <p>(3) 当該地域で効率的な施業規模の施業を受託している実績があること。</p> <p>5 貸付の対象となる森林については、既に森林施業計画の認定を受けているか又はその認定を受けることが将来確実であること。</p>
<p>立木の取得</p>	<p>1 取得する立木は、森林所得者等が権原に基づき管理している立木と併せて効率的な伐採を行うことが可能なものであること。</p> <p>2 木材製造業者等との間において締結する木材の供給に関する取決めの期間は、3年以上5年以内であること。</p>

	<p>3 木材の供給に関する取決めにに基づき供給される木材の量は、木材製造業者等の経営規模に見合ったものとし、1年当たり1,000立方メートル以上であること。</p>
<p>林業機械等の導入</p>	<p>1 高能率素材生産用機械は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 伐倒、枝払い、玉切り、木寄せ、集材、積込又は運材の各工程のうち、複数の工程を処理することが可能な機械</p> <p>(2) タワー等を装備することにより集材架線の架設及び撤去又は装備の移動に機動性を有する集材機</p> <p>2 集材機は、運転手が有線又は無線の装置を用いて遠隔操作を行う集材機とする。ただし、当分の間、従来の集材機に比べ、油圧等によるブレーキ等の改善、キャビン、暖房装置又は防振装置の設置等技術面及び安全面において改善がなされているものを含むものとする。</p> <p>3 苗木生産用機械、施設は、かん水施設、遮光施設、播種機、苗木床替用機械、ミスト装置利用育苗施設、薬剤散布機、堀取機、側根根切り機、苗木選別機、保冷施設、苗木運搬機とする。</p> <p>4 作業道開設用機械は、作業道開設のために使用するパワーショベル、バックホウ、ブルドーザとする。</p> <p>5 炭生産用機械・施設は、炭生産のために使用する機械・施設で、原木割り機、原木運搬機、炭化炉、炭切り機、梱包機とする。</p> <p>6 成形燃料製造機械は、木質系のものを主原料とする粒状燃料等を生産する機械で生産力がおおむね毎時1,200kgを超えないものとする。</p> <p>7 未利用資源利活用機械・施設は、林業生産過程において発生する根株、枝条や被害木等一般的に利用価値の低いと認められる未利用資源を主原料とし、炭化加工、木材成分の抽出、木工加工を行うことにより付加価値を増大することが可能な機械・施設とする。</p> <p>8 きのこと生産用の機械・施設は、きのこ生産のために使用する機械・施設で、栽培舎、加温施設、乾燥施設、かん水施設、浸水施設、保冷施設、ほだ木運搬用の機械・施設、植菌機、遮光施設、培地製造用機械、殺菌釜、加湿機、菌掻機、掻出機、自動選別機、スライサー、自動計量機、自動包装機及びシール機とする。</p> <p>9 林業経営等情報システム機器は、パソコン、パソコン用周辺機器（携帯用端末機を含む。）、ソフトウェア及びファクシミリ並びに重量測定装置で、各種データの収集、分析により林業経営の改善に寄与すると認められるものとする。</p>

	<p>10 木材乾燥施設にあつては、木材の含水率を 15%以下とすることが可能であること。</p> <p>11 木材防腐処理施設にあつては、加圧式による防腐処理を行うことが可能であること。</p> <p>12 集成材製造施設にあつては、十分な接着による強度の高い製品を製造することが可能であること。</p>
安全衛生施設の導入	<p>1 チェーンソー又は携帯用刈払機は、林野庁長官が別に定める「林業用手持機械の振動・騒音測定規程」に基づき、振動加速度が 29.4メートル毎秒（いわゆる 3G）以下であると公表されたものとする。</p> <p>2 リモートコントロール式チェーンソーは、架台に取り付けられたチェーンソー部をワイヤー等により遠隔操作するものとする。</p> <p>3 暖房装置を備えた人員輸送用の自動車は、その乗車定員が 4人以上であり、かつ、車高がおおむね 1,600mm 以下のセダン、ライトバン、及びこれに類するもの以外のもの（乗車定員が 4人又は 5人の自動車については四輪駆動車に限る。）とする。</p> <p>4 振動障害予防器具は、手の痛感等の知覚を測定するための器具、手の指のつまむ力を測定するための器具又は指のたたき機能を測定するための器具と林業生産に係る作業現場への往復時において手の血液の循環を促進することにより作業時の労働負荷を軽減するための器具と併せ購入する場合における当該購入に係る器具とする。</p> <p>5 林業労働に係る労働災害を防止するための無線機器は、作業現場間又は作業現場と事務所等との間の無線連絡用機器で出力がおおむね 10 ワット以下のものとする。</p> <p>6 林業生産に係る人員輸送用モノレールは、林業の作業現場と林道等との間の往復に用いられるものとし、その乗車定員が 3人以上であり、人員輸送用担架を設置することが可能な構造を備えているものとする。</p> <p>7 林業生産に係る作業場における休憩施設は、林業生産に係る作業現場において、林業労働従事者が休憩時に利用する暖房設備・器具を備えた休憩施設で、その広さがおおむね 10 平方メートル以上のものとする。</p>
福利厚生施設の導入	<p>1 林業労働従事者を確保するための計画を策定し、これに基づき林業労働従事者を確保する見込みがあると認められる者によって導入されるものであること。</p> <p>2 林業生産に係る作業現場以外の場所のうち 1 の計画からみて設置することが適当な場所に設置されるものであること。</p>

	<p>3 林業労働従事者が利用する次の施設であること。</p> <p>(1) 休憩室（おおむね 20 平方メートル以上又は被雇用者 1 人につきおおむね 2 平方メートル以上であるものに限る。ただし、シャワー又はトイレを備えた車両にあっては、その乗車定員が 6 人以上であるものに限る。）</p> <p>(2) (1) と併せて設置される更衣室、浴室、シャワー又はトイレ</p> <p>(3) (1) に附帯する駐車場（おおむね 75 平方メートル以上であるものに限る。）</p>
<p>研修の受講</p>	<p>1 研修は、次に掲げる条件のいずれかを満たすものとする。</p> <p>(1) 原則として 1 月以上の期間、国内の林業関係研修機関の研修コースを受講する研修であること。</p> <p>(2) 原則として 1 月以上の期間、先進的な林業技術を保有し、かつ、それぞれの地域において指導的地位を占める国内の林家又は林業事業体等に滞在して受ける研修であること。</p> <p>(3) 原則として 1 月以上の期間、海外諸国の教育・研修機関の林業に関する研修コースを受講する研修又は海外諸国の先進的な林業を営んでいる林家若しくは林業事業体等に滞在して受ける研修であること。</p>

別 表 2

機械・施設の内容	償還期間 (据置期間)
<p>1 高能率素材生産用機械で、次に掲げるもの</p> <p>(1) 伐倒、枝払い、玉切り、木寄せ、集材、積込又は運材の各工程のうち、複数の工程を処理することが可能な機械</p> <p>(2) タワー等を装備することにより集材架線の架設及び撤去又は装備の移動に機動性を有する集材機</p> <p>2 集材木のうち、集材機運転手が有線又は無線の装置を用いて遠隔操作を行うもの。ただし、当分の間、従来の集材機に比べ、油圧等によるブレーキ等の改善、キャビン、暖房装置又は防振装置の設置等技術面及び安全面において改善がなされているものを含むものとする。</p> <p>3 苗木生産用機械・施設のうち、かん水施設、遮光施設、播種機、苗木床替用機械、ミスト装置利用育苗施設、薬剤散布機、堀取機、側根根切り機、苗木選別機、保冷施設、苗木運搬機</p> <p>4 林内作業用トラクタ</p> <p>5 クレーン付き作業車</p> <p>6 索道</p> <p>7 作業道開設用機械のうち、作業道開設のためのパワーショベル、バックホウ、ブルドーザ</p> <p>8 移動式チップパー</p> <p>9 炭生産のための機械・施設のうち、原木割り機、原木運搬機、炭化炉、炭切り機、梱包機</p> <p>10 成形燃料製造機械のうち、木質系のものを主原料とする粒状燃料等を生産する機械で生産力がおおむね毎時 1,200 kg を超えないもの</p> <p>11 未利用資源利活用機械・施設のうち、林業生産過程において発生する根株、枝条や被害木等一般的に利用価値の低いと認められる未利用資源を主原料とし、炭化加工、木材成分の抽出、木工加工等を行うことにより付加価値を増大することが可能な機械・施設</p> <p>12 きのこと生産のための機械・施設のうち、栽培舎、加温施設、乾燥施設、かん水施設、浸水施設、保冷施設、ほだ木運搬用の機械・施設、植菌機、遮光施設、培地製造用機械、殺菌釜、加湿機、菌掻機、掻出機、自動選別機、スライサー、自動計量機、自動包装機及びシール機</p>	<p>5年以内 (1年以内)</p>

<p>13 林業経営等情報システム機器のうち、パソコン、パソコン用周辺機器（携帯用端末機を含む。）、ソフトウェア及びファクシミリ並びに重量測定装置で、各種データの収集、分析により林業経営の改善に寄与すると認められるもの</p> <p>14 防振装置付きチェーンソー若しくは携帯用刈払機のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 林野庁長官が別に定める「林業用手持機械の振動・騒音測定規程」に基づき、振動加速度が29.4メートル毎秒（いわゆる3G）以下であると公表されたもの</p> <p>(2) リモートコントロール式チェーンソー（架台に取り付けられたチェーンソー部をワイヤー等により遠隔操作するものをいう。）</p> <p>15 電動刈払機、自走式刈払機又は自動枝打機</p> <p>16 玉切り装置</p>	
<p>1 暖房装置を備えた人員輸送用の自動車で、その乗車定員が4人以上であり、かつ、車高がおおむね1,600mm以下のセダン、ライトバン及びこれに類するもの以外のもの（乗車定員が4人又は5人の自動車については四輪駆動車に限る。）</p> <p>2 振動障害予防器具のうち、手の痛感等の知覚を測定するための器具、手の指のつまむ力を測定するための器具又は指のたたき機能を測定するための器具と林業生産に係る作業現場への往復時において手の血液の循環を促進することにより作業時の労働負荷を軽減するための器具と併せ購入する場合における当該購入に係る器具</p> <p>3 林業労働に係る労働災害を防止するための無線機器のうち、作業現場間又は作業現場と事務所等との間の無線連絡用機器で出力がおおむね10ワット以下のもの</p> <p>4 林業生産に係る人員輸送用モノレールで、次に掲げるもの</p> <p>(1) 林業の作業現場と林道等との間の往復に用いられるものであること</p> <p>(2) その乗車定員が3人以上であること</p> <p>(3) 人員輸送用担架を設置することが可能な構造を備えていること</p> <p>5 林業生産に係る作業場における休憩施設のうち、林業生産に係る作業現場において、林業労働従事者が休憩時に利用する暖房設備・器具を備えた休憩施設で、その広さがおおむね10平方メートル以上であるもの</p>	<p>7年以内 (3年以内)</p>

改善計画書

1 林業・木材産業改善措置の目標

林業・木材産業改善措置の目的	該当するものに○印を記載	添付する別紙
林業経営又は木材産業経営の改善		別紙1
林業労働に係る労働災害の防止		別紙2
林業労働に従事する者の確保		別紙3

備考 林業・木材産業改善措置の目標については、その区分に応じ、添付する別紙を選択すること。

2 林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

林業・木材産業改善措置の内容	該当するものに○印を記載	添付する別紙
機械又は施設の導入等に係るもの		別紙4
森林施業の実施に係るもの		別紙5
立木の取得に係るもの		別紙6
上記以外の内容のもの		別紙7

備考 林業・木材産業改善措置の内容については、その区分に応じ、添付する別紙を選択すること。

3 林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な資金の額及び調達方法

区分	総事業費				資金内訳		
				計	改善資金	その他の借入金	自己資金
年度							
年度							
合計							

備考1 総事業費の区分欄は、機械又は施設の導入、間伐の実施、作業炉の開設、立木の購入等の取組の具体的な内容及び資材購入等の林業・木材産業の経営改善に伴い必要となる改善措置を記載すること。

2 総事業費の計の各年度の合計欄は、林業・木材産業改善措置の内容の年度ごとの所要額の計の欄の数値と一致させること。

(添付資料)

- 1 法律の特例に該当し、償還期間を10年以上又は据置期間を3年以上とする場合は各法律の特例に該当する旨を証明する書類（事業計画の認定書の写し等）を添付すること。
- 2 上記のほか、知事が必要と認める書類を添付すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別紙 1

(林業経営又は木材産業経営の改善を目的とする場合)

林業・木材産業改善措置の目標

1 林業経営又は木材産業経営の現状と目標

項目	現状	目標
従業員数 (個人の場合、家族従事者数を 内書)	人 (人)	人 (人)
資本金又は出資金 (法人のみ)	万円	万円
資本装備の状況		
生産等の状況		
年間収入 (法人の場合、年間売上高)	万円	万円
年間所得 (法人の場合、年間営業利益)	万円	万円

備考 1 資本整備の状況欄は、事業実施に必要な主な施設や機械器具等の設置状況について記載すること。

2 生産等の状況欄は、林業又は木材産業に係る経営規模、年間事業量等を記載すること。

3 年間収入・年間売上高及び年間所得・年間営業利益の欄は、林業又は木材産業に係るものを記載すること。

2 林業・木材産業改善措置の具体的目標

改善項目	現状 (年度)	目標 (年度)	1 との関係

備考 1 改善項目欄は、林業・木材産業改善措置を実施することにより直接効果の現れる指標（生産性、生産量、生産コスト、品質、販売コスト、販売量、売上高等）を記載すること。

2 現状欄及び目標欄は、申請時点における改善項目の現状と、改善措置計画終了時点の目標を原則として数値で記載すること。

3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度ごとの目標を記載すること。

4 1 との関係欄は、目標と 1 に記載した年間収入（売上高）又は年間所得（営業利益）との関係を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

別紙 2

(林業労働に係る労働災害の防止を目的とする場合)

林業・木材産業改善措置の目標

(林業労働従事者用)

項 目	現状 (年度)	目標 (年度)
年間従事日数	日	日
保有安全衛生施設		
労働災害防止		

備考 1 労働災害防止欄は、労働災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状及び目標を記載すること。

2 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度ごとの目標を記載すること。

(雇用主(個人を含む。)用)

項 目	現状 (年度)	目標 (年度)
従業員数	人	人
年間延べ雇用量		
保有安全衛生施設		
労働災害防止		

備考 1 従業員数及び年間延べ雇用量欄は、家族従事者に係るものを含めた数値を記載すること。

2 労働災害防止欄には、労働災害による労働損失日数等の労働災害防止に係る現状及び目標を記載すること。

3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度ごとの目標を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

別紙 3

(林業労働に従事する者の確保を目的とする場合)

林業・木材産業改善措置の目標

項目	現状（年度）	目標（年度）
従業員数	人	人
年間延べ雇用量		
保有福利厚生施設		
労働従事者の確保		

備考 1 従業員数及び年間延べ雇用量欄は、家族従事者に係るものを含めた数値を記載すること。

2 労働従事者の確保欄は、新規雇用者数、従業員全体に占める若年（例えば 40 歳未満）従業員数の割合等の労働従事者の確保に係る現状及び目標を記載すること。

3 改善措置を複数年で行うことを計画している場合は、欄を増やし年度ごとの目標を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

別紙 4

(機械又は施設の導入等に係るものである場合)

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

年度

項目	現在設置している施設・機械	導入する施設・機械
目的		
機械・施設名等		
規格・能力等		
導入時期	購入： 年 月 日	設置予定： 年 月 日
台数	台	台
単価	—	円
所要額	—	円
その他	処分方法（廃棄・下取・継続使用）	①更新・新規 ②新品・中古（ 年製造） ③購入・賃貸

- 備考 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別葉とすること。
 2 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目の追加等、様式を変更すること。
 3 その他の欄には、各記入欄に記述できない必要事項を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

別紙5

(森林施業の実施に係るものである場合)

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

年度

項目		内容					
目的							
施業対象森林の概要		別紙のとおり					
作業種	森林の位置	作業種別の事業計画					
		事業開始 時期～終 了時期	齢級	面積	材積	延長	所要金額
間伐							
	計						
複層伐							
	計						
作業路の開 設又は改良							
	計						
合計							

備考1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別葉とすること。

2 施業対象森林の概要は、位置及び現況（樹種別、林種別及び齢級別の面積並びに蓄積）を別紙に記載するとともに、位置を明らかにした図面を添付すること。

3 林業・木材産業改善措置の内容に応じて必要となる項目の追加等、様式を変更すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別紙6

(立木の取得に係るものである場合)

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

年度

伐採対象立木											取得 予定 年月 日	取得 対象 立木	所要 額
立木 所有者の 氏名	立木の位置			立木の樹種、樹齢及び材積									
	市町 村	地 番	林小 班	人工林			天然林			計			
				樹種	樹齢	材積	樹種	樹齢	材積	材積			
計													

- 備考1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別葉とすること。
- 2 伐採対象立木には、権原に基づき管理している立木を記載すること。
- 3 林小班ごとに記載すること。
- 4 樹種及び樹齢が複数にわたる場合は、主たるものを記載すること。
- 5 取得対象立木欄には、林業・木材産業改善資金で取得を予定している立木につき○印を記載すること。
- 6 林業・木材産業改善措置の内容及び必要となる項目の追加等、様式を変更すること。
- 7 取得対象立木を明示した伐採対象立木の位置図を添付すること。
- 8 木材加工業者と締結した木材の安定供給に係る協定等の写しを添付すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別紙 7

(その他の取組の場合)

林業・木材産業改善措置の内容及び実施時期

年度

項目	内容
<input type="checkbox"/> 研修 <input type="checkbox"/> 指導又は助言 <input type="checkbox"/> 調査 <input type="checkbox"/> その他	
実施時期	年 月 日
所要額	円

備考 1 林業・木材産業改善措置の実施が複数年度にまたがる場合は、年度ごとに別葉とすること。

2 該当する項目の□に✓を記載し、内容の欄には、研修等を受ける目的と内容（受講先、受講名等）を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。

青森県知事

殿

森林組合代表理事組合長

林業・木材産業改善資金貸付申請者調書

申請者	住 所		森林組合受付年月日		年	月	日	
	氏 名	(歳)	申請者の経営森林	人工林	天然林	計		
ha				ha	ha			
事業計画	事業内容		事業費	区 分		金 額		
	機械名等	規模・能力		林業・木材産業改善資金		円		
			資金計画	自己資金	現金・預金等	円		
					その他借入金	円		
					合 計		円	
					合 計		円	
				合 計		円		
				合 計		円		
		合 計		円				
	合 計		円		申請者と連帯債務者・連帯保証人との関係			
事業の必要性				氏 名		関 係		
申請者の所得等	申請者の農林業・木材産業の所得割合	50%以上・50%以下		連帯保証人				
	申請者の農林業・木材産業投下労働力の割合	50%以上・50%以下						
	申請者が林業・木材産業に精進する見込み	あり・なし						
	申請者が65歳以上の場合、後継者の有無	あり・なし						
森林組合の貸付申請者に係る意見（貸付の適否等）								

注 1 法人の場合は、申請者の所得等の欄の記入は不要である。
 2 森林組合等が貸付申請者である場合には、本調書の作成は不要である。

第3号様式

林業・木材産業改善資金預金口座設定届		
貸付決定番号		
預金口座店舗	所在地	
	名 称	
	口座の種類及び番号	
<p>青森県林業・木材産業改善資金貸付実施要領第11の規定により、上記のとおりお届けします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>青森県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p>		

口座振替請求書

青森県歳入金（林業・木材産業改善資金）について口座振替の方法により納付することにいたしますので下記事項確約のうえ依頼します。

振替預金口座

預金の種類及び口座番号	当座 預金 NO. _____ 普通
振替開始日及び終止日	年 月 日から 年 月 日まで

記

- 1 口座振替納入通知書記載の金額を当座預金又は普通預金の規定にかかわらず所定の手続を省略し貴行において引落しの上、青森県歳入金として振替納付すること。
- 2 預金残高が歳入納付金額に満たないときは、当該通知書の返却は貴行の任意とすること。
- 3 この取扱いにつき後日事故が生じても貴行に一切迷惑をかけないこと。
- 4 この請求書の有効期間は上記の 年間とし、別段の意思表示がないときは、順次更新されたものとする。

金融機関名

本
店 殿
支

年 月 日

住 所

預金者氏名

印

青森県知事

殿

支払の事務の委託を受けた者
 青森県森林組合連合会
 代表理事会長

精 算 書

下記のとおり精算いたしました。

返納金額 円也

使用 目的	林業・木材産業改善資 金の貸付金として	支払 場所	青森県森林組合連 合会	支払 期間	年 月 日から 年 月 日まで
----------	------------------------	----------	----------------	----------	--------------------

目	節	受 領	支 払	残額 (円)
	細 節	金額 (円)	金額 (円)	
0501・0012 林業・木材産業改 善資金貸付金	021 貸付金			
	07 林業・木材産業 改善資金貸付金			

貸付機関の代表者 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

林業・木材産業改善資金借受辞退届

年 月 日付け貸付決定番号第 号で貸付決定のあった林業・木材産業改善資金の借
受けについては、下記の理由により辞退したいのでお届けします。

記

理 由

--

青森県知事

殿

住 所

氏名又は名称

及び代表者氏名

林業・木材産業改善資金改善措置計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知を受けた林業・木材産業改善資金
(貸付決定番号) について、貸付申請書(林業・木材産業改善措置に関する計画)の
一部を下記のとおり変更したいので承認くださるよう申請します。

記

項 目	変 更 の 内 容		変 更 理 由
	新	旧	

第8号様式

年 月 日

殿

青森県知事



林業・木材産業改善資金改善措置計画変更承認書

年 月 日に提出された林業・木材産業改善資金改善措置計画変更承認申請書については、これを承認します。

青森県知事

殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

林業・木材産業改善資金貸付申請事項変更届

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知を受けた林業・木材産業改善資金
(貸付決定番号) について、下記のとおり貸付申請事項の変更がありましたので、
届出ます。

記

項 目	変 更 の 内 容		変 更 理 由
	新	旧	

青森県知事 殿

借受者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

林業・木材産業改善資金事業実施報告書

年 月 日付け 第 号で貸付けの決定の通知を受け、年 月 日に借り受けた林業・木材産業改善資金（貸付決定番号 ）に係る事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

1 事業実施状況

事業着手年月日	年 月 日			事業完了年月日	年 月 日			
事業実施場所								
事業計画				事業実績				計画と実施との相違点とその理由
事業内容	数量	単価	金額	事業内容	数量	単価	金額	
		円	円			円	円	

注 1 事業実施場所の欄は、借受者の住所以外の場所で実施した場合のみ記載すること。

2 事業計画の欄には、申請時の事業計画の概要（変更承認を得た場合は、変更後の概要）を記載すること。

3 事業内容の欄には、貸付対象森林面積、作業路の延長、貸付対象機械、施設名（型式、規格等）等を詳細に記載するとともに事業費に関する支払いの証拠書類の写しを添付すること。

2 資金調達の実績

	総事業費	資金調達区分		
		林業・木材産業改善資金	自己資金	その他
申請計画	円	円	円	円
実績	円	円	円	円

注 1 借受者が法人格のない団体である場合にあっては、各構成員の確認印を押印した構成員別明細表を添付すること。

2 報告者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

青森県知事 殿

借受者 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

下層木植栽完了報告書

年 月 日付けで貸付決定の通知を受けた林業・木材産業改善資金に係る複層伐の実施林分については、次のとおり下層木の植栽を完了したので報告します。

記

貸付決定番号	
--------	--

事業実施状況

林小班	面積	複層伐完了 年 月 日	下層木の植栽 完了年月日	樹 種	ha 当たり 植栽本数	植栽本数	備 考
	ha	年 月 日	年 月 日		本	本	
計							

植栽本数等の確認（この表は確認した機関が記載すること。）

植栽面積	ha	植栽本数	本	処理経過
確認の明証	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 地域県民局長			

注 報告者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

青森県知事 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

木 材 供 給 実 績 報 告 書

年 月 日付けで貸付決定の通知を受けた林業・木材産業改善資金に係る
年度（第 年度）の木材供給実績を次のとおり報告します。

記

貸付決定番号	
--------	--

木材供給実績

(単位 : m³)

供給先の氏名							合 計		備考
	供給先の住所						供給量 (計画)	供給量 (実績)	
供給年度	供給量 (計画)	供給量 (実績)	供給量 (計画)	供給量 (実績)	供給量 (計画)	供給量 (実績)	供給量 (計画)	供給量 (実績)	
第 1 年度									
第 2 年度									
第 3 年度									
第 4 年度									
第 5 年度									
計									

- 注 1 供給先からの供給量の証明書等を添付すること。
2 報告者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

青森県知事 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

研 修 終 了 報 告 書

さきに借り受けた林業・木材産業改善資金に係る研修は、下記のとおり終了したので報告します。

記

1 借受状況及び研修状況

貸付決定 年 月 日	貸付決定 番 号	借受年月日	借受額	研修の名称	研 修 期 間
年 月 日		年 月 日	千円		年 月 日から 年 月 日まで

2 研修費使用状況

借 受 額	研修に要した額	残 額 (借入額－研修に要した額)	繰上償還額
千円	千円	千円	千円

3 研修終了証明

年 月 日	研修機関の代表者氏名	印
-------	------------	---

4 地域県民局長の証明

就業の有無	今後の指導援助事項
年 月 日	地域県民局長

注 報告者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

第 14 号様式

年度林業・木材産業改善資金事業確認・指導調書

年 月 日 確認 下記のとおり確認しました。
 年 月 日 指導 下記のとおり指導しました。

所 属 地域県民局地域農林水産部

確認した職員の職・氏名

指導した職員の職・氏名

貸付決定番号	貸付決定年月日	資金交付年月日	貸付金額	借受者氏名 又は名称	借受者住所
	年 月 日	年 月 日	円		

林業・木材 産業改善措 置の内容	事業実績確認					内容確認結 果の意見
	事業費(円)	規格・数量 面積 研修の場合 は場所	事業実績 内容 研修の場合 は期間・内 容	着工年月日	完了年月日	
	()			年 月 日	年 月 日	
	()			年 月 日	年 月 日	貸付決定時 の特記事項
	()			年 月 日	年 月 日	(特認) 貸付後残高 千円

注 1 「事業費」の欄 () は、計画額を記入する。

注 2 「着工年月日」の欄は、実際に工事行った日（機械等の据付、搬入の日）、「完了年月日」の欄は、事業費を全て支払った日を記入する。

注 3 計画と実施報告について相違がある場合には、確認結果の欄にその原因・理由を記入する。

注 4 機械等にあつては、納品された際の出来高写真、工事、完成写真を徴する。

注 5 領収書の写しは、必ず徴するものとし、その他契約書、預金通帳（本資金に係る部分）自動車検査証等、必要書類の写しを徴する。

経営明細 機械名・メーカー (能力・型式等)	契約又は見積		納品・出来 高年月日	事業費の支払		左のうち改善資金の 支払	
	金額	契約又は見 積者		年月日	金額	年月日	金額
					円		円
指導年月日	指導の事項及び留意事項等						

青森県知事 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

林業・木材産業改善資金事業期間延期承認申請書

年 月 日付け貸付決定番号第 号で貸付決定のあった林業・木材産業改善資金に係る事業の実施期間を下記のとおり延長したいので、承認願いたく申請します。

記

1 延期計画

当 初 計 画	延 期 計 画

2 延期の理由

延期に関する地域県民局長の意見

意 見
年 月 日 地域県民局長

年 月 日

殿

青森県知事



林業・木材産業改善資金事業期間延期承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった林業・木材産業改善資金に係る事業の実施の延長については、下記のとおり承認する。

記

1 貸付決定番号

2 承認内容

当初の事業期間	承認にかかる事業期間

貸付期限延期証並びに弁済契約書

年 月 日付け借用証書によって青森県から借用した林業・木材産業改善資金
千円（現在残高 千円）は、年 月 日まで期限延期方
青森県の承諾を得たことについては、下記の条項により期日までに必ず完済いたすべく、連帯保
証人連署をもって本証書を差し入れいたします。

記

- 1 本契約は、原契約の延長なるをもって、原契約証書の各条項はすべてその適用を受けるものとする。
- 2 元金は、年 月 日までに返済するものとする。
- 3 延期後の利息も無利息とする。
- 4 連帯保証人は、原契約書並びに本証書の各条項により、本人と連帯して保証の義務を負担するものとする。

年 月 日

青森県知事

殿

債務者	住 所	
	氏名又は名称	
	及び代表者氏名	㊟
連帯保証人	住 所	
	氏 名	㊟
連帯保証人	住 所	
	氏 名	㊟
連帯保証人	住 所	
	氏 名	㊟

林業・木材産業改善資金事業事後確認及び指導調書

所 属 地域県民局地域農林水産部

職・氏名

年 月 日 事後確認及び指導を実施しました。

記

1 貸付決定内容

貸付決定番号	貸付決定年月日	貸付交付年月日	貸付金額
	年 月 日	年 月 日	千円

2 借受者氏名又は名称及び住所

3 事業内容及び確認事項

林業・木材産業改善 措置の内容	確 認 事 項				
	事業費	規格・数量等	着工年月日	事業費支払年 月日	支払金額
	円		年 月 日	年 月 日	円

注 1 「着工年月日」とは、実際に工事等を行った日（機械等の据付や搬入の日）をいう。

2 「事業費支払年月日」及び「支払金額」の欄は、支払日ごとに記載すること。

3 事後確認は納品書、振込依頼書、固定資産台帳、納税申告書及び車検証等の原本を確認し、その写しを本書に添付すること。

4 指導事項及び留意事項

項 目	内 容
指導事項	
留意事項等	

注 1 事後確認の結果、事業実施報告書と異なる事項を確認した場合は、留意事項の欄に記載すること。

(参考 青森県財務規則第 21 号様式)

年 月 日

青森県知事 殿

(申出人)

住 所		
フリガナ		
氏 名		

納 入 通 知 書 送 付 申 出 書

青森県歳入金（林業・木材産業改善資金）について、次のとおり口座振替の方法により納入したいので、納入通知書は直接口座振替を行う金融機関あて送付してください。

納 入 事 由		
	金 融 機 関 名	
	店 舗 名	
	預 金 の 種 類	1 普 通 ・ 2 当 座
	口 座 番 号	
口座振替で 納入する期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ただし、特に申出しない限り順次1年ずつ更新するものとする。	
摘要欄		